明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令（三七二）　二

○国民年金法施行令の一部を改正する政令（三七三）　三

〔最高裁規則〕

○裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁一九）　三

〔告　示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府一一八）　四

○総合特別区域計画の変更を認定した件（同一一九）　四

○日本国に帰化を許可する件（法務二二四）　五

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同二二五）　五

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一二五一）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（同一二五二）　七

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛三〇一～三〇六）　八

○道路に関する件（東北地方整備局一二四～一二七）　八

○都市計画に関する件（中部地方整備局一〇六～一〇八）　九

○道路に関する件（近畿地方整備局一五五、一五六）　九

〔国会事項〕

内閣　法務省　一〇

〔人事異動〕

内閣　法務省　一〇

〔皇室事項〕

官庁事項　一〇

〔官庁報告〕

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一〇

会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令（政令第三七二号）（財務省）

1　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鉄線について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、次により、関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項に基づく不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　溶融亜鉛めっき鉄線を輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

㈤　不当廉売関税に係る還付の計算期間等を定めることとした。（第五条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇国民年金法施行令の一部を改正する政令（政令第三七三号）（厚生労働省）

1　保険料を前納した国民年金の被保険者が、前納に係る期間の経過前に被保険者の資格を喪失等した場合（以下「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ、還付発生の場合には前納保険料の還付を一定の口座において受けることを希望する旨の申出をしていたときは、当該者が国民年金法施行令第九条第一項の前納保険料の還付の請求をしたものとみなして、同項の規定を適用することとし、当該申出は、いつでも、将来に向かって撤回することができることとした。（第九条第三項及び第四項関係）

2　この政令は、令和六年一月一日から施行することとした。